

女川町造成宅地擁壁整備工事補助金

町が防災集団移転促進事業等により整備した造成宅地（防集団地等）において住宅を建築する際に、宅地内の高低差対策や土砂の流出を防ぐために擁壁整備工事を行った経費の2分の1相当額を限度額内で補助します。

1 対象となる方

次の要件をすべて満たす場合に対象となります。 **※法人は対象となりません。**

- (1) 町が防災集団移転促進事業等により整備した造成宅地（防集団地等）で住宅建築を行う方
- (2) 再建住宅に居住する方 または 居住する方のために住宅を建築した親族の方
- (3) 居住する宅地に擁壁整備工事を行う方
- (4) 市区町村民税に滞納がない方

2 補助金の上限額

対象となる擁壁工事費の2分の1に相当する額

上限額 100万円（千円未満切り捨て）

- 対象経費： ① L型擁壁（プレキャスト・現場打ち）
② 重力式擁壁
③ 土留めの機能を有する階段やスロープ
④ 国土交通大臣認定擁壁

※ 原則として建築基準法等において構造上問題のないものが対象となります。

3 申請期限

令和9年3月31日まで

4 必要書類等

【A 交付申請】

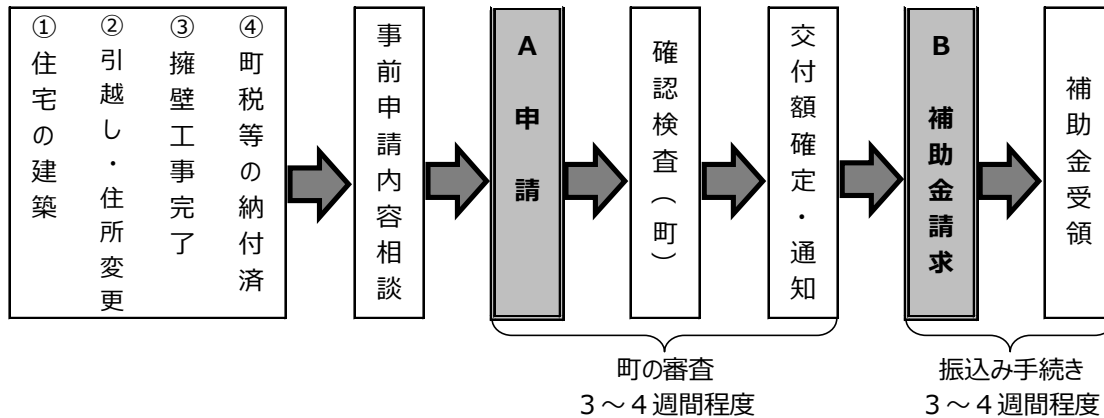
- ① 擁壁整備工事補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 擁壁整備工事明細書（様式第2号）
- ③ 世帯全員の住民票（省略のないもの）
- ④ 工事内容が確認できる書類
 - ・工事請負契約書、配置図、平面図、断面図
 - ・国土交通大臣認定書（国土交通大臣認定の擁壁等を使用した場合）
 - ・建築確認済証 または 検査済証（2メートルを超える擁壁を設置した場合）
 - ・工種ごとの図面
- ⑤ 対象工事代金の支払いが確認できる領収書
- ⑥ 工事前後の写真
- ⑦ 住宅の建築工事請負契約書
- ⑧ 納税証明書（女川町税務課で確認できない場合のみ）
- ⑨ 印鑑（認印可）
- ⑩ 委任状（代理申請の場合）

※ その他必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

【B 補助金請求】

- ① 補助金請求書（様式第4号）
- ② 振込先の預金通帳（申請者名義のもの）
- ③ 印鑑（認印可）

5 申請の流れ



6 注意事項

- (1) 補助金の申請は1宅地1回限りとなりますので、すべての擁壁工事完了後に申請してください。
- (2) 申請を行う前に申請内容の相談（確認）を行ってください。
- (3) 次にあげる工事は補助金の対象となりません。

- ・ ブロック塀での土留対策工事
- ・ 高低差のない隣地に設置する塀などの工事
- ・ 対象擁壁に付帯するフェンスなどの工事
- ・ 深基礎などの建物躯体と一体の工事（建物の工事とみなされます）
- ・ 非住宅（事務所や工場、倉庫など）用地の擁壁工事
- ・ 居宅部分の面積が総床面積の2分の1未満の兼用住宅（店舗、事務所など）の擁壁工事

※建築基準法等の技術的基準を満たしていない場合は対象外となります。